

国住昇第4号
平成23年7月8日

都道府県建築主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

マシンルームレスエレベーターの定期検査におけるブレーキの状態の確認
について

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成22年11月11日に発生した、東京大学柏キャンパスにおけるマシンルームレスエレベーターの戸開走行事故について、平成23年6月9日に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会より、「東京大学柏キャンパスエレベーター事故調査報告書」（以下「報告書」という）が公表されました。同報告書では、事故原因として、「ブレーキ手動開放レバーが引かれた状態で維持されたのは、ブレーキ手動開放装置のブレーキ手動開放レバーの状態がブレーキ手動開放ワイヤーの状態が容易に変わる構造であるにもかかわらず、ワイヤーの固定をするか又はワイヤーの状態の確認をルール化する等、ワイヤーの状態を保持する適切な措置が講じられていなかったことによるものと推定される。」とされています。

また、同報告書では、「国土交通省は、定期検査においてブレーキ手動開放装置の状態が正常に保持されていることの確認を適切に実施するよう指導するとともに、同様の構造を有するエレベーターの製造者及び所有者、管理者に対し、ワイヤーの固定等不用意にブレーキの状態を変えることのない構造のものとするよう指導すること。」との意見が付されたところです。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000248.html)

つきましては下記の事項について貴管内の特定行政庁に周知し、定期検査について指導されるようお願い致します。

記

1. 定期検査におけるブレーキの状態の確認について

固定されていないブレーキ手動開放ワイヤーのように、ブレーキの状態が容易に変わるような部分がある場合においては、ブレーキの状態を確認したあと、ブレーキの状態を変えないことを徹底するとともに、ブレーキ手動開放ワイヤー等の状態を変えた場合には、その後にブレーキの状態の確認をし直すこと。

ブレーキ手動開放ワイヤーが固定されているものについては、固定の状況が維持されていることについて確認すること。

※ なお、ブレーキ手動開放ワイヤーが固定されていないエレベーターについては、現在エレベーター協会に照会中です。エレベーター協会会員以外の製造したマシンルームレスエレベーターについては、特定行政庁において定期報告の際に把握していただき、ブレーキ手動開放ワイヤーの固定について、指導していただく予定としております。